

大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第3号

大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

(大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例(平成29年大阪広域水道企業団条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第2条 (略) (1) (略) (2) 水道用水供給事業において実施した <u>水道事業運営基盤強化推進事業</u> に対し交付された <u>社会資本整備総合交付金</u> の額を限度として予算で定める額	(積立て) 第2条 (略) (1) (略) (2) 水道用水供給事業において実施した水道事業運営基盤強化推進等事業に対し交付された <u>大阪府生活基盤施設耐震化等補助金</u> の額を限度として予算で定める額

(大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年大阪広域水道企業団条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 (略)	(布設工事監督者の資格) 第3条 (略)

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(2) 学校教育法による大学において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道又は工業用水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については2年以上、第2号の卒業者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については1年6月以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する過程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

る。)

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道又は工業用水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 （略）

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については3年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者）については5年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）については6年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第

（水道技術管理者の資格）

第4条 （略）

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、

1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号及び第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例第4条第6号の改正規定を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例第2条第2号の規定にかかわらず、第1条の規定の施行の日以降に交付された大阪府生活基盤施設耐震化等補助金があるときは、同条の規定による改正前の大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例第2条第2号に規定する額を水道事業統合促進基金に積み立てるものとする。

- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例第4条第6号に規定する者とみなす。